（経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令の一部改正）

第八条　経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改める。

第二条及び第三条中「第七条の八第六項」を「第七条の七第六項」に改める。

第四条及び第五条第一項中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改める。

第六条第一項中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改め、同条第二項中「第七条の八第七項」を「第七条の七第七項」に改める。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第九条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法施行令第十七条第二号の改正規定（「第七十七号）」の下に「第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園及び同法」を加え、「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改める部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十三号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第六項及び第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中第十二号を削り、第十一号の二を第十二号とし、第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条第三項中「二十ヘクタール」の下に「（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）」を加える。

附則中第十五項を第十六項とし、第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　平成二十六年度から平成三十二年度までの各年度においては、避難解除等区域（福島復興再生特別措置法第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。以下同じ。）又は避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められる区域において行われる土地改良事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に要する費用に対する国の補助に係る金額の算定については、当該土地改良事業に要する費用に係る国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の四十五	百分の七十二・五
百分の五十	百分の七十五
百分の五十五	百分の七十七・五

別表第一の二の項中「二十六」を削り、「二十七」を「二十六」とし、同表の三の項の㈧を削る。

別表第六の三の項の「二十四」中「第五十条第一項第十一号の二」を「第五十条第一項第十二号」に改める。

別表第八の二の項中㈧を㈨とし、㈡から㈦までを㈢から㈧までとし、㈠の次に次のように加える。

㈡　第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	

別表第八の五の項を次のように改める。

五	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費　百分の五十

別表第十二の四の項を次のように改める。

四	㈠　第五十条第一項第一号に掲げる事業（農業用用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。）に要する事業費　百分の六十五 ㈡　第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費

別表第十二の七の項を次のように改める。

七	第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費　百分の五十

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三